

## 令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

## 1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

## 3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】
- (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】
- (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】
- (5) LED防犯灯事業【継続】

## 4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

## 【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：<a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a></p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電話：045-671-2317 メール：<a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a></p>
---	---

## 市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請〆切	問合せ・申請先
<b>補助の新設</b> 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。 <b>補助率 9/10、上限 20 万円</b>	10月31日	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
<b>上限額引き上げ</b> 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <b>上限 21 万→28 万円</b>	7月31日	港北区地域振興課
<b>上限額引き上げ</b> (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <b>上限額 700 円→900 円</b> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	6月30日	港北区地域振興課 （議題 5-2 参照）
<b>補助の継続</b> 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり	9月30日	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	6月30日	港北区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1㎡あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	6月30日	<b>※8年度整備に向けた事前申出</b> 港北区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯 160 円）	6月30日	港北区総務課 （議題 5-3 参照）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：港北区地域振興課）

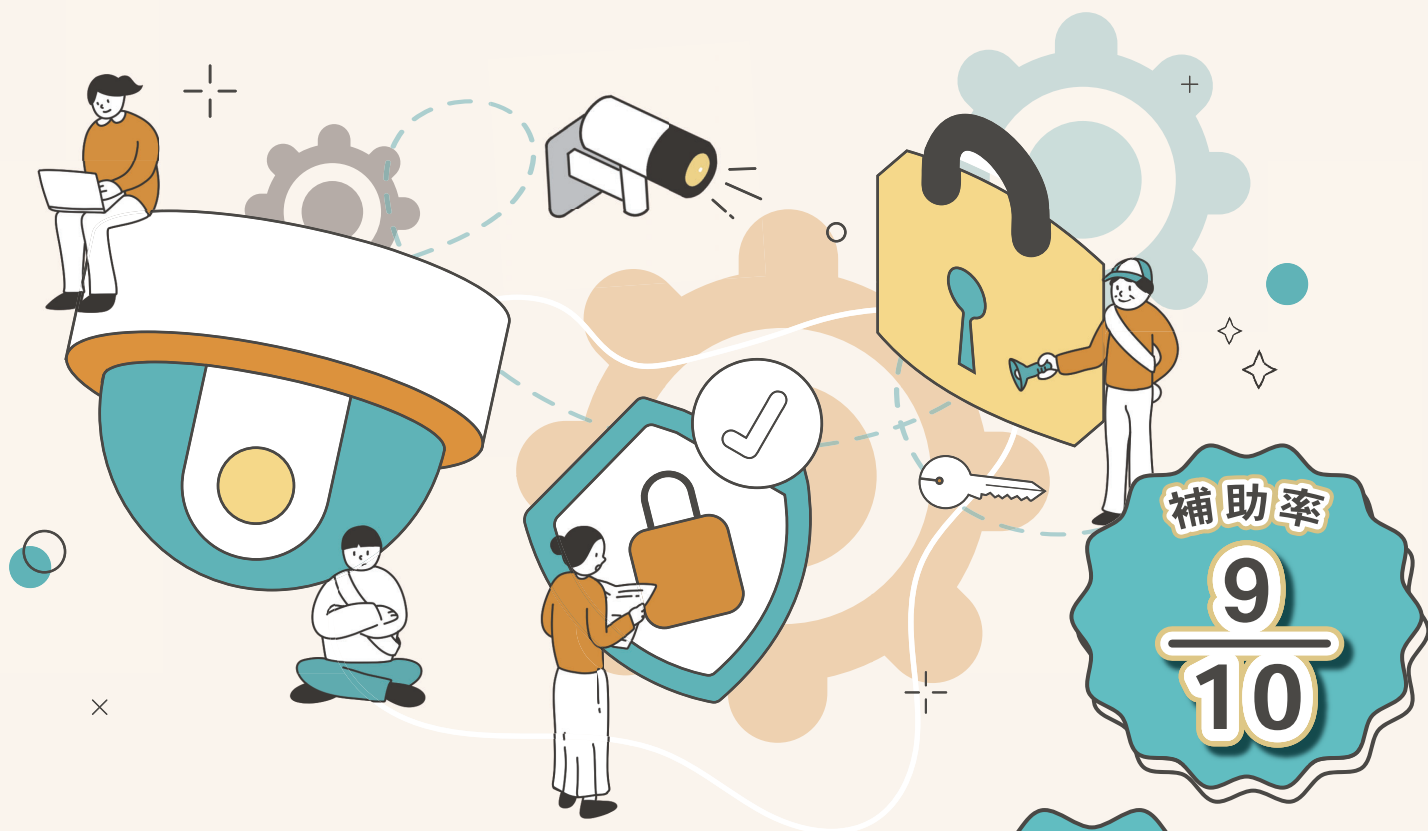
※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

— 令和 7 年度 —

# 地域の防犯力向上

# 緊急補助金で

## まちの安全、高めませんか？



補助率

$\frac{9}{10}$

補助上限額

20万円

※2

自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金

申請手続やよくある質問等は  
こちらをご覧ください。



# 補助制度の概要

## > 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

## > 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

## > 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

# ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは  
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

📁 参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



# 申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

## やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

### 防犯パトロールの実施



- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

### 防犯啓発グッズの作成・購入



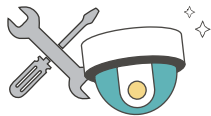
- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

### センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

### その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

### 防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

### その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

## 取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

## 申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

## 請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

### 取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日  
火曜日 金曜日

## 補助対象外について

## ＞ 補助対象外の事業（取組）

- × 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
- × 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- × 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- × 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

## ＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- × 各種保証・保険料、振込手数料
- × 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- × サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- × ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- × 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- × 飲食等に要する費用
- × 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- × 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- × 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

# 防犯緊急補助金 受付センター

（市委託事業者）

📞 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉️ bouhan2025  
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

## 令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について



### 1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

### 2 制度の概要

#### (1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

#### (2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

#### 【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

#### (3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

#### (4) 補助条件等

##### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路や公園等の公共空間を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費  
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

## 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

横浜市HP→

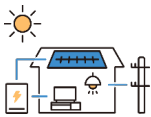


市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp





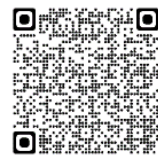
# 4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への  
省エネエアコン・  
太陽光発電設備等  
の設置に補助  
(補助率 2/3)

建築士が、  
現地にてご相談を  
お受けします  
(訪問アドバイザー派遣  
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

## ■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

## ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 <b>60万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 <b>130万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>家庭用 業務用</p> <p>トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で <b>200万円</b></p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

## ■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会  
※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会  
等も補助対象とします。

## ■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課  
電話 **045-451-7740**  
受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、  
横浜市住宅供給公社へ、  
Eメール、郵送、  
公社窓口を持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。  
事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

# 令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

## ■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

## ■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

## ■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

**鍛冶ヶ谷町内会館の  
改修工事を行いました。**

地球温暖化対策として、省エネエアコンの交換、LEDの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を実施しました。

↑2月8日練馬町による学習の様子

練馬市の自治会町内会館脱炭素化推進事業の補助金を活用し、省エネエアコンとLEDとの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

鍛冶ヶ谷町内会

2025/2/8  
鍛冶ヶ谷町内会館にて、市の担当から省エネ家電の選び方や、エアコンの動作を高める省エネ対策に関する説明がありました。

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

# LED防犯灯事業について【お知らせ】

## (1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

### 【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

## (2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



## 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ ○○区地域振興課 電話045- -
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

## 【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限りです。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

## （４）市による新規設置を希望する際の御申請について

### ① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

#### 令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度</u> があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

# 横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 利用の手引

(令和 7 年 3 月)



## 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日(火) から 10 月 31 日(金) まで

## 市ホームページ



地域の防犯力向上緊急補助金



要綱、チラシ、FAQ、様式ダウンロードはこちら

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>

## お問合せ先

防犯緊急補助金 受付センター (開設期間: 令和7年4月1日~令和8年2月27日)

TEL : 045-550-5125 受付時間: 9:00~17:00(土日祝をのぞく)

Email : [bouhan2025@imagination.co.jp](mailto:bouhan2025@imagination.co.jp)

## 目次

- P2 制度の概要
- P3 補助金が交付されるまでの流れ
- P4 申請の手続き
  - P4 <ステップ1> やることを決める
  - P8 <ステップ2> 取組を行う、支払う
  - P9 <ステップ3> 申請する
  - P12 <ステップ4> 請求する
- P14 その他
- P16 問合せ・申請受付先

## 更新履歴

・令和7年3月3日 新規作成

## 制度の概要

### 1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

については、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取組を通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

### 2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

### 3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

### 4 補助要件

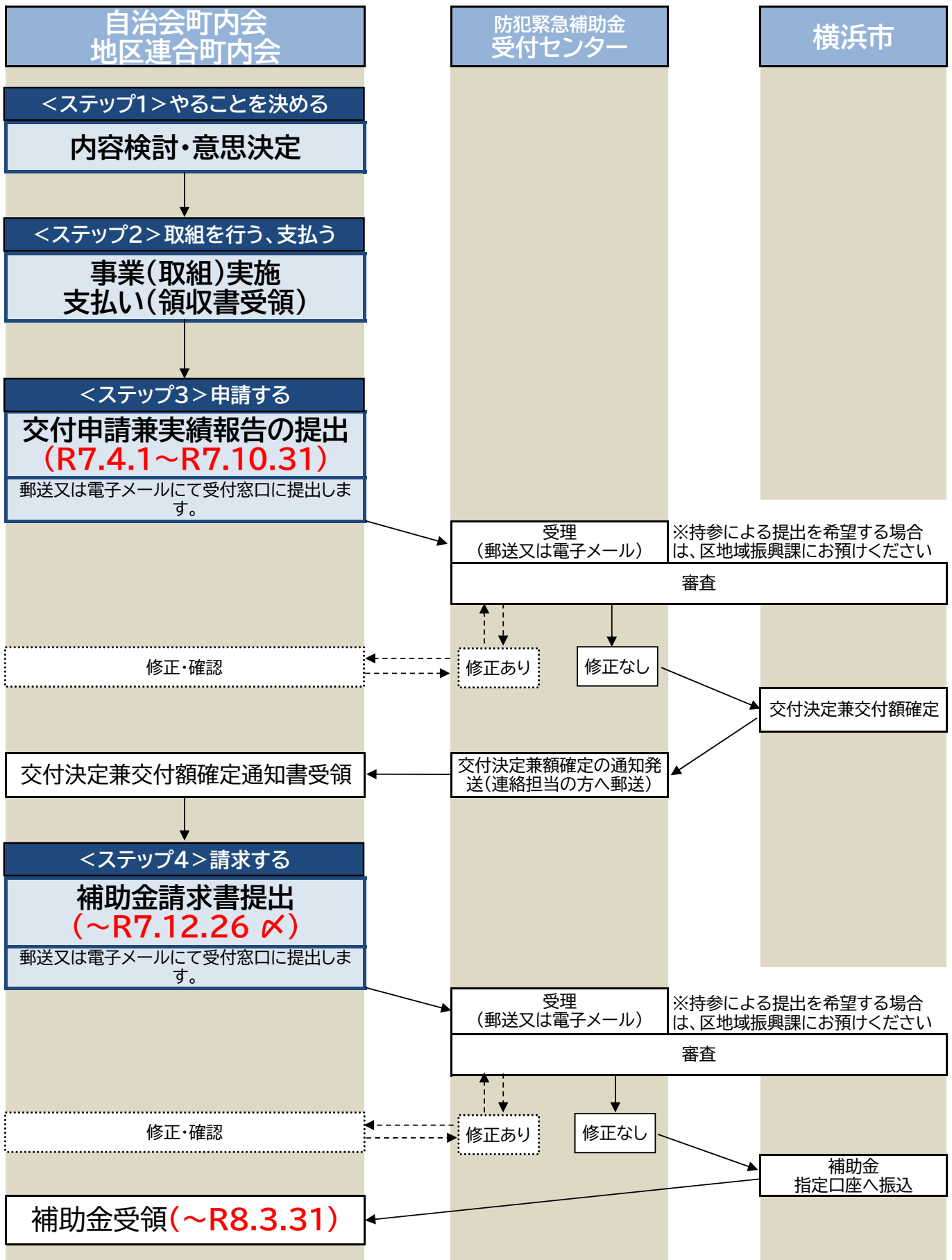
- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの
- (5) 事業の実施に必要な手続や維持管理等を、自治会町内会・地区連合町内会の責任において適切に行えるもの

### 5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）  
◆1団体につき、申請は1回です。



補助金が交付されるまでの流れ



## 申請の手続き

### <ステップ1>やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

補助の対象となる事業（取組）は、「1 補助対象事業」のとおり、

『自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組』

です。検討のきっかけとなるよう、取組の例・具体例を挙げていますが、これは一例です。この例に関わらず、地域の実情に応じて自由にお考えください。

ただし、「2 補助対象外事業」、「3 補助対象外経費」もありますのでご注意ください。

なお、総会などに諮った議事録、防犯部会での意見交換などの意思決定の経過などは、市から求められない限り、市に提出する必要はありませんが、記録に残しておくといでしょう。

#### 1 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が、地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"><li>青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用</li><li>地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入</li></ul>
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"><li>防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置</li><li>各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入</li><li>防犯啓発チラシの作成</li></ul>
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費</li></ul> <p>（自治会町内会管理である旨の明示をお願いします。）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>防犯カメラ等の防犯設備機器の整備</li><li>整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費</li></ul> <p>（自治会町内会管理である旨の明示をお願いします。）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用</li><li>講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用</li><li>講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入</li></ul>

⑥その他、上記に該当しない 防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入</li> <li>・見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定</li> </ul>
---------------------------	--

## 2 補助対象外事業

- (1) 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみでの防犯対策に留まるもの
- (2) 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (3) 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

### コラム：上記の（2）は、どういう意味でしょうか？

**Q1** うちの自治会町内会は、毎年、地域活動推進費補助金の交付を受けて各種事業をやっているから、こちらの補助金は利用できないのかな？

**A1** **利用できます。** 団体として、複数の補助金の交付を受けることは可能です。上記は、団体が行う様々な事業（取組、物品購入など）のうち、ひとつの事業に対して2つ以上の補助金交付は受けられない、という意味です。

**Q2** 具体的に教えて？

**A2-1** ひとつの取組に複数の補助金を使うのはダメ！

**具体例**

「防犯カメラ1台を整備するのに、この補助金と地域防犯カメラ設置補助金の2つの制度を両方とも使って、せっかくだから高価な防犯カメラを整備しよう！」

⇒ひとつの取組に対し、補助金を重複利用は**できません！**

**A2-2** 別の取組に対して、補助金を使い分けるのはOK！

**具体例**

「X路地のセンサーライトの整備にはこの補助金を利用しよう。別の場所Y路地のセンサーライトの整備には地域活動推進費補助金を利用しよう。」

⇒センサーライトの設置という行為は同じでも、違う場所での（同じものではない）取組に対し、違う補助金を使うので**申請できます！**

※ただし、別々に支払い、それぞれの領収書を受領してください。



### 3 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

#### <参考>金額が100万円以上（税込）の取組を行う場合

1件の金額が100万円以上（税込）になると見込まれる取組を行うときは、横浜市補助金等の交付に関する規則第24条に基づき、市内事業者による入札または2者以上の市内事業者から同一条件の見積書を徴収し、そのうち、最も安価な事業者を決めてください。

領収書の確認審査の際、要件を満たした事業者であるかの確認作業を行います。

**市内事業者:**①～③のいずれかに当てはまる団体。

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿(※)における所在地分が市内である者
- ②登記簿における本店又は主たる事務所(支店や営業所は含まない)の所在地が市内である者
- ③主たる営業の拠点が市内である、個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

#### ※横浜市一般競争入札有資格者名簿の確認方法

◆「ヨコハマ・入札のとびら」入札・契約情報◆

<https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

横浜市有資格者名簿



## | 入札・契約情報

### 工 事

- ▶ **発注情報**  
 工事の一般競争入札案件の発注情報の検索、一般競争入札・指名競争入札（電子図渡しを指定しているもの）の設計図書ダウンロード、総合評価落札方式実施要領書一覧
- ▶ **有資格者名簿等**  
 有資格者名簿（有資格者名、所在地、登録工種等の情報）、格付工種有資格者一覧、災害協力者名簿、優良工事請負業者表彰名簿
- ▶ 発注見直し
- ▶ 入札・契約結果

### 物品・委託等、設計・測量等

- ▶ **発注情報**  
 物品・委託等、設計・測量等の発注情報
- ▶ **有資格者名簿**  
 有資格者名、所在地、登録種目等の情報
- ▶ **発注見直し**
- ▶ **物品購入（簡易な取り付け工事含む）**
- ▶ 発注見直し
- ▶ 本市発注契約を履行するにあたっての受注業者の方への案内

工事が必要な整備の場合はこちら

→ 同意画面が出ますので、内容確認のうえ、[上記に同意した上で使用します。] を選択します  
 (→ 工事の場合は、その後、[有資格者名簿検索]をクリックします)

#### ◆検索方法◆

##### 1 事業者を検索する場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >> ]をクリック
- ② <工事>
  - > 工種を選択
- <物品・委託等>
  - > 種目を選択
- ③ 所在地区分を選択  
 (100万円未満の場合は[市内]と[準市内]にチェック、100万円以上の場合は[市内]にチェック)
- ④ [検索]ボタンをクリック

##### 2 依頼予定の業者が有資格者名簿登録業者かどうか調べたい場合

- ① [・検索条件を入力して、検索する場合はこちら >> ]をクリック
- ② [商号又は名称]欄に、業者の名称(フリガナまたは業者名を選択)を入力
- ③ [検索]ボタンをクリック

## <ステップ2> 取組を行う、支払う

- ・令和7年4月1日（火）から10月31日（金）までの間に、事業（取組）を実施し、支払いを済ませます。
- ・支払い時には、日頃の買い物のおなじように、うっかりポイントカードを出して、ポイントを付けないように注意が必要です。ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額は、一律、1ポイント1円に換算として補助対象外の経費とさせていただきます。
- ・支払う際は、必ず領収書をお手配ください。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）がなければ、補助金が交付されません。
- ・領収書原本は、団体にて、少なくとも令和13年3月末日まで保存してください（要綱第7条、第15条）。（長期の使用が可能な防犯設備機器を整備した場合は、それ以上の保管の必要な場合もあります。）

### <参考> 補助金交付のできない領収書の例

令和7年4月1日から10月31日までの日付のものが有効です

自治会町内会名を記載してもらってください

領収書

上様 No. 〇〇

発行日 令和7年3月30日

**金額 ￥110,000（税込）**

但 防犯用品一式  
上記正に領収いたしました。

株式会社〇〇 〇〇 印  
〒  
横浜市〇区〇〇1-2  
TEL：〇〇  
FAX：〇〇

内訳  
税抜金額

一式表示など、内容がわからない場合は、具体的な内容の内訳、金額の内訳がわかる内訳書などの書類も受領し、添付してください。

## <ステップ3>申請する

- ・「交付申請兼実績報告書（第1号様式）」を提出します。
- ・添付が必要な領収書の写し（コピー）は、『貼付台紙』を利用すると便利です（任意）。
- ・内容の確認などの問合せは、電話またはメールにて、連絡者とやりとりさせていただきます。
- ・交付決定兼額確定の通知は、連絡者住所にお送りします。

（代表者住所は、補助金交付申請の手続きに必要ですが、送付する書類はありません。）

### 1 申請期間

令和7年4月1日（火）～10月31日（金）

### 2 「交付申請兼実績報告書」の入手

- ①すべての単位自治会町内会長あてにお送りした、令和7年3月の区連会資料の中に入っています。まずはご確認ください。
- ②区役所地域振興課にお立ち寄りの際は、お渡ししますのでお声がけください。
- ③受付センターに、メール又は電話にてお問合せいただき、お取り寄せください。
- ④本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

URL：[https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/yoko\\_bhn\\_kinkyuhojo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/yoko_bhn_kinkyuhojo.html)

### 3 提出先

提出方法	提出先など
メール	bouhan2025@imagination.co.jp 提出の際には、メールの件名に「 <u>団体名、申請書</u> 」を記載してください
郵送	〒231-8691 横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市 防犯緊急補助金 宛て ・送付用の封筒は申請者が用意してください ・郵便料金をご負担ください
持参	持参による提出を希望する場合は、区地域振興課へお預けください

#### 4 「交付申請兼実績報告書」の記載方法

第1号様式（第7条第1項）

令和7年4月1日～10月31日  
の間の記載日を記入して下さい。

年 月 日

横浜市 長

自治会町内会名： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 区)

代表者氏名： \_\_\_\_\_

### 横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付申請兼実績報告書

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金の交付を受けたいので、横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、領収書（写）を添えて次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるに当たっては、同要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平）を遵守します。

チェックをして下さい。

1 事業（取組）の内容 ※該当する内容を全てチェック（✓）してください。

- 防犯パトロールの実施
- 防犯センシングカメラの設置
- その他 \_\_\_\_\_ (団体管理である旨を明示)
- その他 \_\_\_\_\_ (団体管理である旨を明示)
- 防犯講習会の開催
- その他 \_\_\_\_\_

その他の取組であれば、  
具体的に記入して下さい。

添付領収書の写しの総額を記入して下さい。

2 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円 (総費用 \_\_\_\_\_ 円)  
(総費用の9/10(千円未満切り捨て、上限20万円)

3 申請要件等の確認  
次の内容に間違いあり

交付申請額を記入して下さい。

「総費用の9/10(千円未満切り捨て)」又は「20万円」の低い方

- 実施した内容は、
- 本緊急補助金の利用に際して、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行い、実施しました。
- 今回申請するものについて、地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金その他の補助金等の交付を受けていません(予定を含む)。また、寄附、譲渡、売り
- \_\_\_\_\_ はありません。
- \_\_\_\_\_ 団体の責任で行いました。

内容確認の上チェックをして下さい。

※この書類及び領収書（写）は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供するものとします。

※市役所記入欄  
・町内会整理番号

代表者住所： \_\_\_\_\_

郵便番号： \_\_\_\_\_

連絡者住所： \_\_\_\_\_

連絡者氏名： \_\_\_\_\_

連絡者電話番号： 日中連絡がつく電話番号

連絡者メールアドレス： メールアドレスが無い場合は空欄可

必ず記入



**貼付台紙**

～地域の防犯力向上緊急補助金 交付申請兼実績報告書添付用～

領収書原本を貼った本用紙は、貴団体で、令和13年3月末日まで保存し、  
申請にはコピーをご提出ください（要綱第7条、第15条）。

（ ）枚目 / （ ）枚中

本ページの費用  円

※各ページの費用の合計額が交付申請兼実績報告書の「総費用」となります。

領収書はこちらにお貼りください

（※領収書は全体が見えるように折らずに貼ってください。）


A4判に収まらない場合は、A3判での提出でも構いません。）

## <ステップ4> 請求する

「交付決定兼交付額確定」の通知が届いたら、速やかに「補助金請求書」を提出します。

### 1 提出期限

「交付決定兼交付額確定」の通知が届いてから、なるべく 30 日以内の提出をお願いします。  
最終の提出期限は、令和7年12月26日（金）です。

 本事業は、国の交付金により実施する事業です。提出期限を過ぎると、補助金の交付（口座振り込み）ができない恐れがありますので、お早めの手続きをお願いします。

### 2 「補助金請求書」の入手

「交付決定兼交付額確定」の通知に同封しています。

### 3 提出先

提出方法	提出先など
メール	<p>bouhan2025@imagination.co.jp</p> <p>提出の際には、メール件名に「<u>団体名、請求書</u>」と記載してください。</p> <p>※口座名義人と請求者が異なり、印鑑の押印が必要となる請求書の提出は、メールでの提出はできません。</p>
郵送	<p>〒231-8691</p> <p>横浜港郵便局 私書箱第147号</p> <p>横浜市 防犯緊急補助金 宛て</p> <p>・送付用の封筒は、申請者が用意いただくか、「交付決定兼交付額確定」の通知に同封したものをご利用ください。 ・郵便料金をご負担ください</p>
持参	持参による提出を希望する場合は、区地域振興課へお預けください

### 4 補助金の振込

遅くとも、令和8年3月末日までに、ご指定の口座に入金します。

入金の手続きは行いませんので、記帳によりご確認ください。

## 5 「補助金請求書」の記載方法

「交付決定兼交付額確定」の通知にも同封していますのでご参照ください。

提出は任意ですが、通帳のコピー（口座番号の記載のあるページ）を添付いただくと支払いまでの手続きがスムーズです。

第4号様式（第9条第1項）

記載日を記入して下さい。 年 月 日

横浜市 長

請求者  
自治会町内会名： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 区)

郵便番号： \_\_\_\_\_

代表者住所： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_

連絡者氏名： \_\_\_\_\_

連絡者電話又はメール： \_\_\_\_\_

印

※受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

※市役所記入欄  
・町内会整理番号

**横浜市地域の防犯力向上緊急補助金請求書**

この欄は、市で記入して、送付します。

年 月 日 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定兼 \_\_\_\_\_ けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円  
(補助金交付決定兼交付額確定通知書に記載されている金額)

**補助金振込先の口座情報を記入してください。**

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード	支店 本店	支店コード (※2)	
	預金種目 (○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他( )	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。  
※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です(記号・番号ではありません。)

**(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)**

横浜市地域の防犯力向上緊急補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名と、振込先の口座名義が異なる場合は、記名押印が必ず必要です。

「横浜市地域の防犯力向上緊急補助金交付要綱」は、次のような事項も定めています。該当する場合は、まずはお問合せください。

### 1 交付申請の取下げ（第10条）

交付決定兼交付額確定通知書の受領後に、申請を取り下げようとするときは、理由とともに、受領の日から起算して30日以内に、「取下届出書（第5号様式）」を提出してください。

ただし、請求書の提出後は、取り下げることができません。

### 2 再申請の禁止（第11条）

交付申請の取下げをした場合は、原則として、再度本補助金の申請を行うことはできません。

### 3 財産の処分の制限（第12条）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間と10年のいずれか短い期間となります。消耗品とみなされる物品の購入や設備の整備であれば問題ありませんが、長期の使用に耐える構造物の整備や物品の購入を行った場合はご注意ください。

### 4 交付決定兼交付額確定の取消し及び補助金の返還（第13条）

次の事項に該当することがわかった場合は、補助金の交付決定の全部/一部が取り消される恐れがあります。既に補助金が振り込まれている場合は、全部/一部を返還いただきます。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) 補助金を受け、購入した物品又は導入した設備を本市又は第三者に譲渡、交換、担保に供し、又は供しようとしたとき。
- (4) この要綱の規定若しくはこの要綱に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）。
- (5) 補助事業者から補助対象事業を取りやめたい旨の申し入れがあり、その理由をやむを得ないものと市長が認めたとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

### 5 市が収集する情報の取扱（第14条）

今回の補助事業により本市が収集する情報については、補助事業の目的を達成するために行う統計分析、普及啓発等で利用することがあります。

## 6 関係書類の保存期間（第 15 条）

領収書などの関係書類は、令和 13（2031）年 3 月 31 日まで保存が必要です。

長期の使用に耐える構造物の整備や物品の購入を行った場合は、最長で、令和 18（2036）年 3 月 31 日までの保存が必要です。

## 7 書類の閲覧（第 16 条）

交付決定の通知のあった次の書類は、横浜市市民協働条例に基づき、閲覧希望者が閲覧しますので、予めご承知おきください。

また、閲覧希望者が、自治会町内会で保管されている書類の閲覧を希望する場合は、閲覧について相談させていただきますので、その際にご協力をお願いします。

### <閲覧可能な書類>

- ・ 交付申請書（代表者の住所、連絡者の住所、氏名、電話番号及びメールアドレスは除きます。）
- ・ 領収書の写し
- ・ 交付決定兼交付額確定通知書

## 防犯緊急補助金 受付センター

(開設期間:令和7年4月1日から令和8年2月 27 日まで)

・TEL : 045-550-5125

受付時間 : 9:00~17:00 (土日祝を除く)

・Email : bouhan2025@imagination.co.jp

・郵送 : 〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号

横浜市 防犯緊急補助金 宛て

※対面による対応は行っていません。

(市委託事業者)

イマジネーション株式会社

(事業実施主体)

横浜市市民局地域防犯支援課

TEL :045-671-3709

Email:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

